

逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 趣旨

平成26年度の地方税法の改正等に対応するため、逗子市市税条例の一部改正を行います。

2 主な改正内容

(1) 法人市民税法人税割の税率見直し（第13条及び第13条の2）

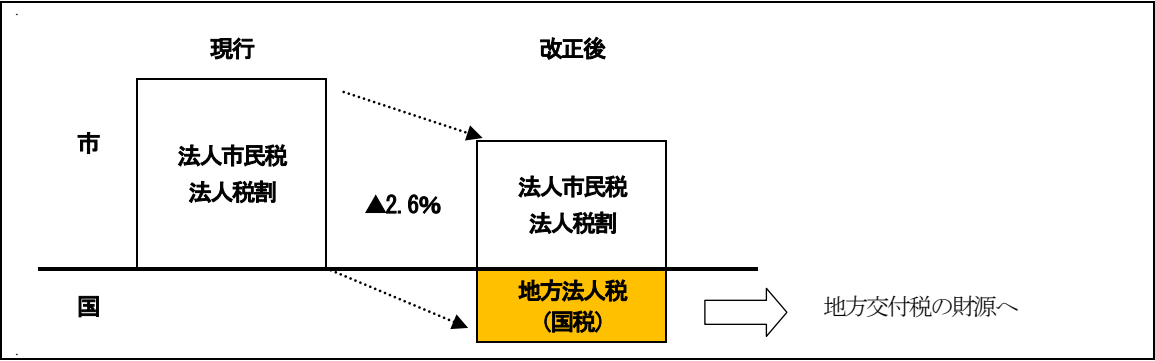
平成26年度の税制改正で、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の一部を「地方法人税」として国税化し、地方交付税の原資とすることとされました。
法人市民税法人税割の一部国税化（2.6%）に伴い、法人税割の税率を2.6%引き下げます。

【法人税割の税率の改正内容】

法人の区分（資本金の額若しくは出資金の額等）	現 行	改正後	差
5億円未満	12.3%	9.7%	▲2.6%
5億円以上10億円未満	13.5%	10.9%	
10億円以上	14.7%	12.1%	

※超過課税分を含め、法人税割の税率を一律に2.6%引き下げます。

【一部国税化のイメージ】



(2) 固定資産税（償却資産）の課税標準特例措置に係る軽減割合の設定（附則第26条）

固定資産税の課税標準特例措置に係る軽減割合を地方自治体が自主的に判断し、条例で定める仕組みである「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」の対象資産が拡充されたことにより、条例で定めるとされた軽減割合について、次のとおりとします。

ア 水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は廃液の処理施設

公共用水域の汚濁を防止する装置等のうち、污水又は廃液処理施設の導入推進を図ることを目的とした軽減措置の適用期限が延長され、わがまち特例の対象とされました。

対象資産	現行の軽減割合	地方税法の軽減割合	本市の軽減割合	参酌基準を採用した理由
污水又は廃液処理施設	1/3	1/3を参酌して、1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合	1/3（参酌基準）	参酌すべき割合以外とする特段の理由はないため

対象資産の例：沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置

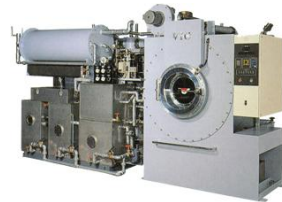
イ 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設

大気汚染の防止や土壤汚染の対策などの公害防止対策の円滑な推進を図るため、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入促進を目的とした軽減措置の適用期限が延長され、わがまち特例の対象とされました。

対象資産	現行の軽減割合	地方税法の軽減割合	本市の軽減割合	参酌基準を採用した理由
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合	1/2 (参酌基準)	参酌すべき割合以外とする特段の理由はないため
土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	1/2	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合	1/2 (参酌基準)	参酌すべき割合以外とする特段の理由はないため

対象資産の例：活性炭利用吸着式処理装置と一体となっているドライクリーニング機

活性炭利用吸着式処理装置と一体となっているドライクリーニング機

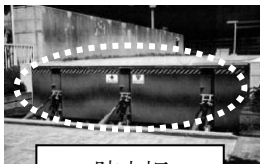


ウ 水防法に規定された地下街等の浸水防止計画に基づく浸水防止用設備

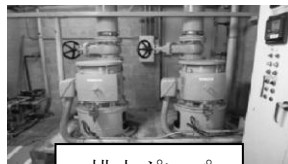
水防法の改正により、浸水想定区域内（国・県が設定）のうち、一定の地下街等（本市では現在該地下街等はありません）の所有者等に浸水防止計画の作成が義務付けられたことに伴い、当該地下街等における浸水防止用設備の整備を促進することを目的とした軽減措置が創設され、わがまち特例の対象とされました。

対象資産	現行の軽減割合	地方税法の軽減割合	本市の軽減割合	参酌基準を採用した理由
浸水防止用設備	—	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合	2/3 (参酌基準)	参酌すべき割合以外とする特段の理由はないため

対象資産の例：防水板、排水ポンプ、防水扉



防水板



排水ポンプ



防水扉

エ 自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の趣旨に鑑み、オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒ではなく、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調装置の普及により、使用時の漏洩等により排出されるフロン類の削減を図ることを目的とした軽減措置が創設され、わがまち特例の対象とされました。

対象資産	現行の 軽減割合	地方税法の 軽減割合	本市の 軽減割合	参酌基準を採用した理由
ノンフロン製品	—	3/4を参酌して、2/3 以上5/6以下の範囲内 において条例で定める 割合	3/4 (参酌基準)	参酌すべき割合以外とする特段の理由 はないため

対象資産の例：CO2ショーケース、空気冷凍システム

CO2 ショーケース



(3) 軽自動車税の税率の見直し等（第26条、附則第27条）

平成26年度の税制改正で、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しの中で、負担水準の適正化の観点等から、軽自動車税の税率引上げ等が行われました。

軽自動車税の税率引上げ等に伴い、本市の税率引上げを行うほか、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等について、重課を導入します。

【軽自動車税の税率の改正内容】

車 種 区 分				現行	改正後	
				税率	税率	重課
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下			1,000円	2,000円	制度なし
	50cc超90cc以下			1,200円	2,000円	
	90cc超125cc以下			1,600円	2,400円	
	ミニカー			2,500円	3,700円	
軽 自 動 車	二輪（125cc超250cc以下）			2,400円	3,600円	
	三輪（660cc以下）※			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上のもの （660cc以下）※	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
小型特殊自動車		農耕作業用		1,600円	2,400円	制度なし
		その他		4,700円	5,900円	
二輪の小型自動車（250cc超）				4,000円	6,000円	

※平成27年4月1日以後に最初に新規検査を受けるものから新税率を適用

(4) その他条文の整備（第20条の4関係）

地方税法の改正による、耐震改修が行われた家屋に対して課する固定資産税の減額に関する申告に係る書類等を規定します。